



厚生労働省発医政0121第2号
令和3年1月21日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和2年度病床機能再編支援補助金の国庫補助について

標記については、別紙「令和2年度病床機能再編支援補助金交付要綱」により行うこととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村及び関係機関等に周知するようお願いする。

令和2年度病床機能再編支援補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和2年度病床機能再編支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、都道府県を実施主体として、地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一層推進させることを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この補助金は、都道府県が行う以下の事業に必要な経費を交付の対象とする。
 - (1) 令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給要領（令和2年11月26日医政発1126第2号）に基づく病床削減支援に対する給付事業
 - (2) 令和2年度地域医療構想を推進するための医療機関統合支援給付金支給要領（令和2年11月26日医政発1126第3号）に基づく医療機関の統合支援に対する給付事業
 - (3) 令和2年度地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金支給要領（令和2年11月26日医政発1126第4号）に基づく病院の債務整理に必要な借入資金に対する利子相当額への給付事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、3（1）から（3）の支給要領に基づき、支給決定を行った各事業の額の合計額（補助率：10/10）とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければ

ならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 3（1）から（3）の支給要領に基づく給付金の返還を求めた場合には、速やかに厚生労働省に報告し、その指示を受け、補助金を国庫に返還しなければならない。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、第2号様式に準じた様式に关系書類を添えて、別に指示する期日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（遂行状況報告）

- 10 都道府県知事は補助事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったとき、別に定める様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

- 11 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は令和3年4月9日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

国		地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)医療提供体制基盤整備費												
(目)医療提供体制効率化支援補助金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書()をもって附記すること。

第2号様式

番 年 月 号
日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和2年度病床機能再編支援補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 円
- 2 事業区分
- 3 経費所要額調（別紙1）
- 4 事業計画書（）
- 5 添付書類
収入支出予算書の抄本

経費所要額調

都道府県知事

事業区分	国庫補助所要額	備考
	円	
合計	0	

事業計画書

地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金支給事業

No	承継病院	償還年次表上の融資を受けた日から起算して20年までに支払う利子総額(円)	金利の変動有無	支払利率 または 算定利率	支給申請額 (円)
1					0
2					0
3					0
4					0
5					0
6					0
7					0
8					0
9					0
10					0
11					0
12					0
13					0
14					0
15					0
16					0
17					0
18					0
19					0
20					0
21					0
22					0
23					0
26					0
28					0
合計	0	0			0

番 年 月 号
日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和2年度病床機能再編支援補助金の事業実績報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって交付決定を受けた標記
について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 事業区分
- 3 経費所要額精算書（別紙1）
- 4 実績報告書（）
- 5 添付書類
(1)収入支出決算書抄本
(2)その他参考となる資料

経 費 所 要 額 精 算 書

都道府県知事

事業区分	国庫補助精算額	備考
	円	
合計	0	

事業実績報告書

地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金支給事業

No	承継病院	償還年次表上の融資を受けた日から起算して20年までに支払う利子総額(円)	金利の変動有無	支払利率 または 算定利率	支給申請額 (円)
1					0
2					0
3					0
4					0
5					0
6					0
7					0
8					0
9					0
10					0
11					0
12					0
13					0
14					0
15					0
16					0
17					0
18					0
19					0
20					0
21					0
22					0
23					0
26					0
28					0
合計	0	0	/	/	0